

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「政令」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生労働省令第99号。以下「省令」という。）に係る事務処理に必要な事項について定めるものとする。

(事務処理)

第2 法に基づく事務処理については、静岡県事務決裁規程（昭和39年4月1日訓令甲第4号）の規定により行うほか、静岡県健康福祉センターの設置に伴う保健所及び福祉に関する事務所の設置に関する条例（平成10年条例第2号）に定められた保健所長は知事の権限の一部を保健所長に委任する規則（昭和48年規則第4号）の規定により委任された事務について行うものとする。

(感染症の発生届)

第3 感染症に係る法第12条第1項に規定する医師の届出、法第13条第1項に規定する獣医師の届出及び法第14条第2項に規定する感染症の発生状況の届出についてはそれぞれ「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「課長通知」という。）に定められた基準並びに様式により行うものとする。

- 2 前項の規定により届出を受けた知事は当該届出の内容を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日健医発第458号）の規定により、厚生労働大臣に報告するものとする。
- 3 第1項の届出を受理した保健所長は、知事の管轄する区域外に居住する者に係る届出を受けたときは、当該届出の内容を法第12条第3項の規定により居住地都道府県知事（保健所設置市にあっては保健所設置市市長）に対して、感染症発生届受理通報（様式第1号）により通報しなければならない。
- 4 第1項の届出のうち、法第13条第1項に規定する獣医師の届出を受理した保健所長は、法第13条第3項の規定により、厚生労働大臣に対して当該届出の内容を動物に係る感染症発生届受理通報（様式第2号の1）により報告しなければならない。
- 5 第1項の届出のうち、知事の管轄する区域外において飼育されていた動物に係る法第13条第1項に規定する獣医師の届出を受理した保健所長は、当該届出の内容を法第13条第4項の規定により当該動物が飼育されていた場所を所管する都道府県知事（保健所設置市にあっては保健所設置市市長）に対して動物に係る感染症発生届受理通報（様式第2号の2）により通報しなければならない。

(疑似症定点の指定)

- 第4 知事は、法第14条第1項に規定する疑似症定点医療機関を指定しようとするときは、同意書（様式第3号）により、当該医療機関の開設者から同意を得るものとする。
- 2 知事は、法第14条第1項の規定により、疑似症定点医療機関を指定したときは、当該医療機関の開設者に対して、感染症指定届出機関指定書（様式第4号）を交付するものとする。

- 3 第2項により指定を受けた疑似症定点医療機関の開設者は、法第14条第4項の規定により指定を辞退しようとするときは、辞退届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 4 第2項により指定を受けた疑似症定点医療機関の開設者は、その指定にかかる記載内容に変更があったときは、感染症指定届出機関変更届（様式第6号）により記載事項の変更を届け出なければならない。
- 5 知事は、法第14条第5項に規定する疑似症定点医療機関の指定を取り消すときは、当該医療機関の開設者に対して、感染症指定届出機関指定取り消し通知書（第7号）により指定の取消を通知するものとする。

（厚生労働大臣への協力依頼等）

- 第5 法第15条第8項に規定する知事から厚生労働大臣に対する感染症の調査報告は、感染症質問・調査結果報告（様式第8号）により行うものとする。
- 2 法第51条第1項に規定する知事から厚生労働大臣に対する新感染症の措置通報は、新感染症に係る措置通報（様式第9号）により行うものとする。
 - 3 法第52条に規定する知事から厚生労働大臣に対する新感染症の措置経過報告は、新感染症に係る措置経過報告（様式第10号）により行うものとする。
 - 4 法第15条第10項に規定する厚生労働大臣又は他の都道府県知事に対する協力依頼は、感染症に係る協力依頼（様式第11号）により行うものとする。

（結核の入退院）

- 第6 病院の管理者は、法第53条の11第1項に規定する最寄りの保健所長に対する結核の入退院届出は、入院にあつては結核患者入院届出票（様式第12号の1）、退院にあつては結核患者退院届出票（様式第12号の2）により行わなければならない。
- 2 前項の届出のうち、保健所長はその管轄する区域外に居住する者に係る届出を受けたときは当該届出の内容を法第53条の11第2項の規程により居住地を所管する保健所長に結核患者入退院届出受理通知（様式第13号）により通知しなければならない。

（検体の提出・採取勧告書等）

- 第7 知事は、法第16条の3第1項（法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は法第44条の7第1項の規定による検体の採取に係る勧告を行うときは、検体提出・採取勧告書（様式第14号）を交付しなければならない。
- 2 知事は、前項の勧告に応じない場合に、法第16条の3第3項（法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第44条の7第3項の規定により検体の採取を行うときは、あらかじめ検体提出・採取措置通知書（様式第15号）を交付しなければならない。

（健康診断の勧告）

- 第8 保健所長は、法第17条第1項又は法第45条の第1項の規定による健康診断の勧告を行うときは、健康診断勧告書（様式第16号）を交付しなければならない。
- 2 知事は、法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用又は法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される法第17条第1項の規定による健康診断の勧告を行うときは、健康診断勧告書（様式第16号）を交付しなければならない。

- 3 保健所長は第1項の勧告に応じない場合に、法第17条第2項又は法第45条第2項の規定による健康診断を措置するときは、あらかじめ健康診断措置書（様式第17号）を交付しなければならない。
- 4 知事は第2項の勧告に応じない場合に、法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用又は法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される法第17条第2項の規定による健康診断を措置するときは、あらかじめ健康診断措置書（様式第17号）を交付しなければならない。

（就業制限）

- 第9 保健所長は法第18条第1項（法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による就業制限等を行うときは、感染症患者届出事項（就業制限）通知書（様式第18号）を交付しなければならない。
- 2 知事は、法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用又は法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される法第18条第1項の規定による就業制限等を行うときは、感染症患者届出事項（就業制限）通知書（様式第18号）を交付しなければならない。
 - 3 患者又はその保護者は、法第18条第3項に規定する就業制限の対象者ではなくなったことの確認を求めるときは、感染症患者病原体保有の有無の確認請求書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。
 - 4 患者又はその保護者は、法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用又は法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される法第18条第3項に規定する就業制限の対象者ではなくなったことの確認を求めるときは、感染症患者病原体保有の有無の確認請求書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。
 - 5 保健所長は、第3項の確認の求めがあったときは、法第18条第4項の規定による確認を行い、その結果について、法第18条第3項に規定する就業制限の対象者であった場合には感染症患者病原体保有の有無の確認結果通知書（様式第20号）を、対象者でなかった場合には感染症患者病原体保有の有無の確認結果（就業制限解除）通知書（様式第21号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。
 - 6 知事は、第4項の確認の求めがあったときは、法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用又は法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される法第18条第4項の規定による確認を行い、その結果について、法第18条第3項に規定する就業制限の対象者であった場合には感染症患者病原体保有の有無の確認結果通知書（様式第20号）を、対象者でなかった場合には感染症患者病原体保有の有無の確認結果（就業制限解除）通知書（様式第21号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。
 - 7 保健所長は、法第18条第3項に規定する就業制限の対象者ではなくなったことを確認したときは、病原体無保有又は症状の消失確認（就業制限解除）通知書（様式第22号）を当該就業制限対象者又はその保護者に交付するものとする。
 - 8 知事は、法第7条第1項の規定に基づく政令によって準用又は法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される法第18条第3項に規定する就業制限の対象者ではなくなったことを確認したときは、病原体無保有又は症状の消失確認（就業制限解除）通知書（様式第22号）を当該就業制限対象者又はその保護者に交付するものとする。

(応急入院の勧告)

- 第 10 保健所長は、法第 19 条第 1 項（法第 26 条において準用される場合を含む。）の規定により応急入院の勧告を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院勧告書（様式第 23 号）を交付しなければならない。
- 2 知事は、法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 19 条第 1 項の規定により応急入院の勧告を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院勧告書（様式第 23 号）を交付しなければならない。
- 3 前各号により勧告後に、入院すべき期限、医療機関又は期間等が決定又は変更された場合には、決定又は変更後速やかに入院勧告内容変更通知書（様式第 23 号別紙）により勧告対象者に通知しなければならない。

(応急入院の措置)

- 第 11 保健所長は、前号第 1 項の入院勧告に応じないときに法第 19 条第 3 項（法第 26 条において準用される場合を含む。）の規定により応急入院の措置を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院措置書（様式第 24 号）により通知しなければならない。
- 2 知事は、前号第 2 項の入院勧告に応じないときに法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 19 条第 3 項の規定により応急入院の措置を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院措置書（様式第 24 号）により通知しなければならない。

(本入院の勧告)

- 第 12 保健所長は、法第 20 条第 1 項（法第 26 条において準用される場合を含む。）及び法第 46 条第 4 項の規定により本入院の勧告を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院勧告書（様式第 25 号）を交付しなければならない。
- 2 知事は、法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 20 条第 1 項及び法第 46 条第 4 項の規定により本入院の勧告を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院勧告書（様式第 25 号）を交付しなければならない。
- 3 保健所長は、第 1 項の勧告を行うときは、あらかじめ、法第 20 条第 6 項（法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）に規定する意見を述べる機会を付与しなければならない。その場合には、意見を述べる機会の付与通知（様式第 26 号）を対象患者又は保護者に対して交付しなければならない。
- 4 知事は、第 2 項の勧告を行うときは、あらかじめ、法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 20 条第 6 項及び法第 46 条第 5 項の規定によりに規定する意見を述べる機会を付与しなければならない。その場合には、意見を述べる機会の付与通知（様式第 26 号）を対象患者又は保護者に対して交付しなければならない。

(本入院の措置)

第 13 保健所長は、前号第 1 項の入院勧告に応じないときに法第 20 条第 2 項 (法第 26 条において準用される場合を含む。)の規定により本入院の措置を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院措置書 (様式第 27 号)を交付しなければならない。

2 知事は、前号第 2 項の入院勧告に応じないときに法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 20 条第 2 項及び法第 46 条第 4 項の規定により本入院の措置を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院措置書 (様式第 27 号)を交付しなければならない。

(本入院の延長勧告)

第 14 保健所長は、法第 20 条第 4 項 (法第 26 条において準用される場合を含む。)及び法第 46 条第 4 項の規定により本入院の延長勧告を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院延長勧告書 (様式第 28 号)を交付しなければならない。

2 知事は、法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 20 条第 4 項及び法第 46 条第 4 項の規定により本入院の延長勧告を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院延長勧告書 (様式第 28 号)を交付しなければならない。

(本入院の延長措置)

第 15 保健所長は、法第 20 条第 4 項 (法第 26 条において準用される場合を含む。)及び法第 46 条第 4 項の規定により入院の延長措置を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院延長措置書 (様式第 29 号)を交付しなければならない。

2 知事は、法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 20 条第 4 項及び法第 46 条第 4 項の規定により入院の延長措置を行うとき、又は行ったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院延長措置書 (様式第 29 号)を交付しなければならない。

(感染症診査協議会 諮問)

第 16 保健所長は、感染症診査協議会に対して、法第 18 条第 5 項の規定による就業制限に係る諮問を行う場合には、感染症の患者の就業制限に係る諮問 (様式第 30 号)により行わなければならない。

2 前項の規定により諮問された感染症診査協議会の委員長は、法第 18 条第 5 項の規定による就業制限に係る意見を述べる場合には、感染症の患者の就業制限に係る答申 (様式 31 号)により保健所長に対し行わなければならない。

3 保健所長は、感染症診査協議会に対して、法第 20 条第 5 項の規定による入院勧告に係る諮問を行う場合には、感染症の患者の入院に係る諮問 (様式第 32 号)により行わなければならない。

4 前項の規定により諮問された感染症診査協議会の委員長は、法第 20 条第 5 項の規定による入院勧告に係る意見を述べる場合には、感染症の患者の入院に係る答申 (様式第 33 号)により保健所長に対し行わなければならない。

- 5 保健所長は、感染症診査協議会に対して、法第 37 条の 2 第 3 項の規定による結核患者の医療に係る諮問を行う場合には、結核患者の医療費公費負担申請に係る諮問（様式第 34 号）により行わなければならない。
- 6 前項の規定により諮問された感染症診査協議会の委員長は、法第 37 条の 2 第 3 項の規定による結核患者の医療に係る意見を述べる場合には、結核患者の医療費公費負担申請に係る答申（様式第 35 号）により保健所長に対し行わなければならない。
- 7 保健所長は、感染症診査協議会に対して、法第 18 条第 6 項の規定による就業制限の実施に係る報告を行う場合には、感染症の患者の就業制限に係る報告（様式第 36 号）により行わなければならない。
- 8 保健所長は、感染症診査協議会に対して、法第 19 条第 7 項の規定による応急入院の実施に係る報告を行う場合には、感染症の患者の入院に係る報告（様式第 37 号）により行わなければならない。

（退院の通知）

- 第 17 保健所長は、法第 22 条第 1 項（法第 26 条において準用される場合を含む。）及び法第 48 条第 1 項の規定により退院させるときは、退院通知書（様式第 38 号）により行わなければならない。
- 2 知事は、法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 22 条第 1 項の規定により退院させるときは、退院通知書（様式第 38 号）により行わなければならない。

（病原体を保有していないことの確認通知等）

- 第 18 病院又は診療所の管理者は、法第 22 条第 2 項（法第 26 条において準用される場合を含む。）の規定により病原体を保有しないことを確認したときは、感染症入院患者に係る確認結果通知書（様式第 39 号）により保健所長に通知しなければならない。
- 2 病院又は診療所の管理者は、法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 22 条第 2 項の規定により病原体を保有しないことを確認したときは、感染症入院患者に係る確認結果通知書（様式第 39 号）により知事に通知しなければならない。

（病原体を保有していないことの確認通知）

- 3 病院又は診療所の管理者は、法第 48 条第 2 項の規定により公衆にまん延させるおそれがないと旨の意見を述べるときは、新感染症の所見のある者の退院に係る意見書（様式第 40 号）により保健所長に通知しなければならない。

（退院の請求）

- 第 19 入院患者又はその保護者は、法第 22 条第 3 項（法第 26 条において準用される場合を含む。）及び法第 48 条第 3 項の規定により退院を求めるときは、退院請求書（様式第 41 号）を保健所長に提出しなければならない。
- 2 入院患者又はその保護者は、法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 22 条第 3 項及び法第 48 条第 3 項の規定により退院を求めるときは、退院請求書（様式第 41 号）を知事に提出しなければならない。

(病原体の保有確認結果の通知)

第 20 保健所長は、法第 22 条第 4 項（法第 26 条において準用される場合を含む。）及び法第 48 条第 4 項の規定により病原体を保有しているかどうかを確認したとはき、退院請求に係る確認結果通知書（様式第 42 号）を請求者に交付しなければならない。

2 知事は、法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 22 条第 4 項の規定により病原体を保有しているかどうかを確認したとはき、退院請求に係る確認結果通知書（様式第 42 号）を請求者に交付しなければならない。

(審査請求の移送)

第 21 知事は、法第 25 条第 4 項（法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第 26 条において準用される場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定により事件を厚生労働大臣に移送する場合は、入院の措置に係る審査請求の移送通知書（様式第 43 号）により移送するとともに、入院の措置に係る審査請求の移送通知書（様式第 44 号）を審査請求人に交付しなければならない。

(検体の収去等)

第 22 知事は、法第 26 条の 3 第 1 項（法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第 50 条第 1 項により準用される場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定により検体又は病原体の提出を命ずるときは、検体・病原体提出命令書（様式第 45 号）を交付しなければならない。

2 知事は、前項の命令に応じないときに法第 26 条の 3 第 3 項（法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第 50 条第 1 項により準用される場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定により検体又は病原体の収去を行う場合には、検体・病原体収去措置書（様式第 46 号）によりあらかじめ通知しなければならない。

3 知事は、法第 26 条の 3 第 6 項（法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第 50 条第 1 項により準用される場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定により検査結果を厚生労働大臣に報告する際には、検体・病原体検査結果報告書（様式第 47 号）により行わなければならない。

(検体の採取等)

第 23 知事は、法第 26 条の 4 第 1 項（法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第 50 条第 1 項により準用される場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定により検体又は病原体の提出を命ずるときは、検体・病原体提出命令書（様式第 48 号）により行わなければならない。

2 知事は、前項の命令に応じないときに法第 26 条の 4 第 3 項（法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第 50 条第 1 項により準用される場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定により検体又は病原体の採取を行う場合には、検体・病原体収去措置書（様式第 49 号）によりあらかじめ通知しなければならない。

3 知事は、法第 26 条の 4 第 6 項（法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第 50 条第 1 項により準用される場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定により検査結果を厚生労働大臣に報告する際には、検体検査結果報告書（様式第 50 号）により行わなければならない。

(汚染場所の消毒)

- 第 24 保健所長は、法第 27 条第 1 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により感染症の病原体に汚染された場所の消毒を命ずるときは、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒命令書（様式第 51 号）を交付しなければならない。
- 2 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 27 条第 1 項の規定により感染症の病原体に汚染された場所の消毒を命ずるときは、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒命令書（様式第 51 号）を交付しなければならない。
- 3 保健所長は、法第 27 条第 2 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により市町に対して感染症の病原体に汚染された場所の消毒を指示するときは、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒指示書（様式第 52 号）を交付しなければならない。
- 4 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 27 条第 2 項の規定により市町に対して感染症の病原体に汚染された場所の消毒を指示するときは、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒指示書（様式第 52 号）を交付しなければならない。
- 5 保健所長は、法第 27 条第 2 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により職員に感染症の病原体に汚染された場所の消毒を行わせる場合には、患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して、あらかじめ、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒措置書（様式第 53 号）を交付しなければならない。
- 6 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 27 条第 2 項の規定により職員に感染症の病原体に汚染された場所の消毒を行わせる場合には、患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して、あらかじめ、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒措置書（様式第 53 号）を交付しなければならない。

(ねずみ族、昆虫等の駆除)

- 第 25 保健所長は、法第 28 条第 1 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定によりねずみ族、昆虫等の駆除を命ずるときは、感染症の病原体に汚染されたねずみ族・昆虫等の駆除命令書（様式第 54 号）を交付しなければならない。
- 2 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 28 条第 1 項の規定によりねずみ族、昆虫等の駆除を命ずるときは、感染症の病原体に汚染されたねずみ族・昆虫等の駆除命令書（様式第 54 号）を交付しなければならない。
- 3 保健所長は、法第 28 条第 2 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により市町に対してねずみ族、昆虫等の駆除を指示するときは、感染症の病原体に汚染されたねずみ族・昆虫等の駆除指示書（様式第 55 号）を交付しなければならない。
- 4 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 28 条第 2 項の規定により市町に対してねずみ族、昆虫等の駆除を指示するときは、感染症の病原体に汚染されたねずみ族・昆虫等の駆除指示書（様式第 55 号）を交付しなければならない。
- 5 保健所長は、法第 28 条第 2 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により職員にねずみ族、昆虫等の駆除を行わせる場合には、患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して、あらかじめ、感染症の病原体に汚染されたねずみ族・昆虫等の駆除措置書（様式第 56 号）を交付しなければならない。
- 6 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 28 条第 2 項の規定により職員にねずみ族、昆虫等の駆除を行わせる場合には、患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して、あらかじめ、感染症の病原体に汚染されたねずみ族・昆虫等の駆除措置書（様式第 56 号）を交付しなければならない。

(物件に係る措置)

- 第 26 保健所長は、法第 29 条第 1 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により物件の移動制限等必要な措置をとるよう命ずるときは、感染症の病原体に汚染された物件に係る措置命令書（様式第 57 号）を交付しなければならない。
- 2 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 29 条第 1 項の規定により物件の移動制限等必要な措置をとるよう命ずるときは、感染症の病原体に汚染された物件に係る措置命令書（様式第 57 号）を交付しなければならない。
- 3 保健所長は、法第 29 条第 1 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により市町に対して物件の移動制限等必要な措置をとるよう指示するときは、感染症の病原体に汚染された物件に係る措置指示書（様式第 58 号）を交付しなければならない。
- 4 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 29 条第 1 項の規定により市町に対して物件の移動制限等必要な措置をとるよう指示するときは、感染症の病原体に汚染された物件に係る措置指示書（様式第 58 号）を交付しなければならない。
- 5 保健所長は、法第 29 条第 1 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により職員に物件の移動制限等必要な措置を行わせる場合には、その所有者に対して、あらかじめ、感染症の病原体に汚染された物件に係る措置書（様式第 59 号）を交付しなければならない。
- 6 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 29 条第 1 項の規定により職員に物件の移動制限等必要な措置を行わせる場合には、その所有者に対して、あらかじめ、感染症の病原体に汚染された物件に係る措置書（様式第 59 号）を交付しなければならない。

(死体の移動制限等)

- 第 27 保健所長は、法第 30 条第 1 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により死体の移動制限等を命ずるときは、死体の移動制限・禁止措置命令書（様式第 60 号）により行わなければならない。
- 2 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 30 条第 1 項の規定により死体の移動制限等を命ずるときは、死体の移動制限・禁止措置命令書（様式第 60 号）により行わなければならない。
- 3 第 1 項により遺体の移動制限を受けた者が法第 30 条第 2 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）に規定する知事の許可をうけようとするときは、感染症に係る死亡者の埋葬許可申請書（様式第 61 号）を保健所長に提出しなければならない。
- 4 第 2 項により遺体の移動制限を受けた者が法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 30 条第 2 項に規定する知事の許可をうけようとするときは、感染症に係る死亡者の埋葬許可申請書（様式第 61 号）を知事に提出しなければならない。
- 5 保健所長は、第 3 項により許可をもとめられたときは、法第 30 条第 1 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により許可の可否を判断し、感染症に係る死亡者の埋葬許可書（様式第 62 号）を交付しなければならない。
- 6 知事は、第 4 項により許可をもとめられたときは、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 30 条第 1 項の規定により許可の可否を判断し、感染症に係る死亡者の埋葬許可書（様式第 62 号）を交付しなければならない。

(生活の用に供される水の使用制限等)

- 第 28 保健所長は、法第 31 条第 1 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により生活の用に供される水の使用制限等を命ずるときは、生活の用に供される水の使用制限・禁止措置命令書（様式第 63 号）を交付しなければならない。
- 2 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 31 条第 1 項の規定により生活の用に供される水の使用制限等を命ずるときは、生活の用に供される水の使用制限・禁止措置命令書（様式第 63 号）を交付しなければならない。
- 3 保健所長は、法第 31 条第 2 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により市町に生活の用に供する水の供給を指示するときは、生活の用に供される水の代替用水の供給指示書（様式第 64 号）を交付しなければならない。
- 4 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 31 条第 2 項の規定により市町に生活の用に供する水の供給を指示するときは、生活の用に供される水の代替用水の供給指示書（様式第 64 号）を交付しなければならない。

(建物に係る措置)

- 第 29 保健所長は、法第 32 条第 1 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止するときは、建物の立入り制限・禁止命令書（様式第 65 号）を対象となる建物その他に掲示しなければならない。
- 2 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 32 条第 1 項の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止するときは、建物の立入り制限・禁止命令書（様式第 65 号）を対象となる建物その他に掲示しなければならない。
- 3 保健所長は、法第 32 条第 1 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により建物への立入り制限又は禁止を解除するときは、建物の立入り制限・禁止の解除通知書（様式第 66 号）を対象となる建物その他に掲示しなければならない。
- 4 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 32 条第 1 項の規定により建物への立入り制限又は禁止を解除するときは、建物の立入り制限・禁止の解除通知書（様式第 66 号）を対象となる建物その他に掲示しなければならない。
- 5 保健所長は、法第 32 条第 2 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により建物を封鎖するときは、建物の封鎖その他の措置書（様式第 67 号）を対象となる建物その他に掲示しなければならない。
- 6 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 32 条第 2 項の規定により建物を封鎖するときは、建物の封鎖その他の措置書（様式第 67 号）を対象となる建物その他に掲示しなければならない。
- 7 保健所長は、法第 32 条第 2 項（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により建物の封鎖を解除するときは、建物の封鎖その他の措置の解除通知書（様式第 68 号）を対象となる建物その他に掲示しなければならない。
- 8 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 32 条第 2 項の規定により建物の封鎖を解除するときは、建物の封鎖その他の措置の解除通知書（様式第 68 号）を対象となる建物その他に掲示しなければならない。

(交通の制限又は遮断)

- 第 30 保健所長は、法第 33 条（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により交通を制限し、又は遮断するときは、交通の制限又は遮断命令書（様式第 69 号）を交通制限・遮断の対象となる適当な場所その他に掲示しなければならない。

- 2 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 33 条の規定により交通を制限し、又は遮断するときは、交通の制限又は遮断命令書（様式第 69 号）を交通制限・遮断の対象となる適当な場所その他に掲示しなければならない。
- 3 保健所長は、法第 33 条（法第 50 条第 1 項により準用される場合を含む。）の規定により交通の制限又は遮断を解除するときは、交通の制限又は遮断解除通知書（様式第 70 号）を交通制限・遮断の対象となった適当な場所その他に掲示しなければならない。
- 4 知事は、法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 33 条の規定により交通の制限又は遮断を解除するときは、交通の制限又は遮断解除通知書（様式第 70 号）を交通制限・遮断の対象となった適当な場所その他に掲示しなければならない。

（入院患者の医療）

- 第 31 入院患者は、保健所長に対して、法第 37 条第 1 項に規定する医療に要する費用の負担を求めるときは、感染症患者医療費公費負担申請書（様式第 71 号）を保健所長に提出しなければならない。
- 2 入院患者は、知事に対して法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用、又は法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される法第 37 条第 1 項に規定する医療に要する費用の負担を求めるときは、感染症患者医療費公費負担申請書（様式第 71 号）を保健所長に提出しなければならない。
 - 3 入院患者は、知事に対して法第 42 条第 1 項（法第 7 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）に規定する感染症指定医療機関以外の医療機関で行われた医療に要する費用の負担を求めるときは、療養費支給申請書（様式第 72 号）を知事に提出しなければならない。
 - 4 法第 37 条第 2 項に規定する自己負担額は、別表 1 「法第 37 条第 2 項の規定による自己負担額の認定基準」に定める額とする。
 - 5 保健所長は、第 1 項により申請があったときは、申請内容を審査し、公費負担を承認する場合には感染症患者医療費公費負担決定通知書（様式第 73 号）を、公費負担を不承認とする場合には感染症患者医療費公費負担不承認通知書（様式第 74 号）を、それぞれ申請者に対して交付するものとする。
 - 6 知事は、第 2 項により申請があったときは、申請内容を審査し、公費負担を承認する場合には感染症患者医療費公費負担決定通知書（様式第 73 号）を、公費負担を不承認とする場合には感染症患者医療費公費負担不承認通知書（様式第 74 号）を、それぞれ申請者に対して交付するものとする。
 - 7 知事は、第 3 項により申請があったときは、申請内容を審査し、公費負担を承認する場合には療養費公費負担決定通知書（様式第 75 号）を、公費負担を不承認とする場合には療養費公費負担不承認通知書（様式第 76 号）を、それぞれ申請者に対して交付するものとする。
 - 8 第 3 項により申請し、第 7 項により承認された医療費は、療養費請求書（様式第 77 号）により、知事に対して請求するものとする。
 - 9 第 3 項により公費負担を承認された者は、その承認にかかる記載内容に変更があったときは、記載事項変更届（様式第 78 号）により記載事項の変更を届け出なければならない。
 - 10 前各項に定めるもののほか、法第 37 条に規定する医療費に係る事務については、感染症医療費公費負担事務取扱要領（平成 29 年 3 月 7 日静岡県健康福祉部疾病対策課長通知）の定めにより行うものとする。

(結核患者の医療)

第 32 結核患者又はその保護者は、知事に対して法第 37 条の 2 第 1 項に規定する結核医療に要する費用の負担を求めるときは、感染症患者医療費公費負担申請書 (様式第 79 号)を保健所長に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項により申請があった場合には、申請内容を審査し、公費負担を承認する場合には公費負担医療患者票 (様式第 80 号)を、公費負担を不承認とする場合には公費負担不承認通知書 (様式第 81 号)を、それぞれ申請者に対して交付するものとする。
- 3 第 2 項により公費負担を承認された者は、その承認にかかる記載内容に変更があったときは、公費負担医療患者票記載事項変更届 (様式第 82 号)により記載事項の変更を届け出なければならない。

(感染症指定医療機関の指定)

第 33 知事は、法第 38 条第 2 項に規定する第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症医療機関を指定しようとするときは、同意書 (様式第 83 号)により、当該医療機関の開設者から同意を得るものとする。

- 2 知事は、法 38 条第 2 項の規定により、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症医療機関を指定したときは、当該医療機関の開設者に対して、感染症指定医療機関指定書 (様式第 84 号)を交付するものとする。
- 3 第 2 項により感染症指定医療機関の指定を受けた医療機関の開設者は、法第 38 条第 8 項の規定により指定を辞退しようとするときは、感染症指定医療機関指定辞退届 (様式第 85 号)を知事に提出しなければならない。
- 4 第 2 項により感染症指定医療機関の指定を受けた医療機関の開設者は、その指定にかかる記載内容に変更があったときは、感染症指定届出機関変更届 (様式第 86 号)により記載事項の変更を届け出なければならない。
- 5 知事は、法第 38 条第 9 項の規定により感染症指定医療機関の指定を取り消すときは、当該医療機関の開設者に対して、感染症指定医療機関指定取り消し通知書 (様式第 87 号)により指定の取り消しを通知するものとする。

(結核指定医療機関の指定)

第 34 法第 38 条第 2 項に規定する結核指定医療機関の指定その他に関する事務については、静岡県結核指定医療機関指定等取扱要領 (平成 27 年 10 月 30 日静岡県健康福祉部疾病対策課長通知) により行うものとする。

(委任)

第 35 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 7 日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、現に通知又は申請されている様式は、本規程の相当する様式により提出された様式とみなす。
- 3 他の都道府県、政令市が制定した様式により患者、医療機関の管理者等から申請・届出があったもののうち、必要な項目が満たされているものにあつては、本規程の相当する様式により提出された様式とみなす。

別表 1 (第 31 第 4 項関係)

法第 37 条第 2 項の規定による自己負担額の認定基準

所得税額の合算額(年額)	費用徴収額又は自己負担額(月額)
147 万円以下	0 円
147 万円超	2 万円。ただし、措置入院に要した医療費の額又は入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 30 条の 2(麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 17 第 2 項により準用される場合を含む。)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 39 条に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が、2 万円に満たない場合は、その額。